



新たに町民となるお子さんの誕生をお祝いし

「出産祝金」を贈ります。

町では、新生児の誕生を祝福するとともに、次代を担う子の出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育に資することを目的として、町民の方の出産に対し、申請に基づき「出産祝金」を贈る制度を設けております。

出産祝金の対象となる方や要件は次のとおりです。

※令和7年4月1日から妊婦のための支援給付金(国事業)と合算し、支給します。

●対象となる方は…

◆出産祝金は、

出生後最初の住民登録が標津町になされる子をこの先、養育・監護する方で、引き続き本町に住所を有する意志のある方であり、下記のどちらかに当てはまる方

- ・ お子さんの誕生時にすでに本町に1年以上引き続き居住している場合
- ・ 標津町転入後にお子さんが誕生し、転入時からの居住期間が引き続き1年を経過した場合

◆妊婦のための支援給付金は、

【対象者】 申請及び届出時点で標津町に住民票がある妊婦、もしくは産婦

※流産・死産等の場合も支給対象

【給付金の支給額】 ○1回目 妊婦であることの認定後…5万円

○2回目 認定後、妊娠した子どもの数の届出後…5万円

【申請方法】 下記の時期に申請書をお渡ししますので

- ・ 妊婦であることの認定 ～妊娠届出受理後に郵送します。
- ・ 妊娠した子どもの数の届出 ～出生届出受理後に郵送します。



※1回目の申請後に流産・死産等の方は、2回目の給付金の対象となりますので、子育て支援担当へ申請(届出)をお願いします。

※妊娠未届出(母子手帳交付前)に流産した場合

流産等の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をもって妊婦給付認定対象者となり、1回目・2回目の申請が可能となります。

(申請(届出)先は、保健福祉センター 子育て支援担当)

【給付時期】

※妊婦支援給付金は他市町村より同給付を受けていない方が対象になります。

給付金は、申請書(届出書)に記載された口座に申請後1ヶ月程で振込します。

※妊婦のための支援給付金の振込先は妊婦名義の口座をご記入ください。

●出産祝金の額は…

「第1子」の場合

- ・妊娠届出後…妊婦支援給付金【国事業】の妊婦給付認定申請書を記入⇒5万円
- ・出生届出受理後…妊婦支援給付金【国事業】の胎児の数の届出書を記入⇒5万円 **計 10万**

「第2子」の場合

※生活保護受給世帯は、町独自の5万円(商品券)は支給対象となりません。

- ・妊娠届出後…妊婦支援給付金【国事業】の妊婦給付認定申請書を記入⇒5万円
- ・出生届出受理後…妊婦支援給付金【国事業】の胎児の数の届出書を記入⇒5万円
- ・出生届出時…出産祝金制度【町独自】の申請書を記入⇒5万円(商品券)

計 15万円

「第3子以降」の場合

※生活保護受給世帯は、町独自の5万円(商品券)は支給対象となりません。

※町税等の滞納がある世帯は、町独自の5万円(商品券)は支給対象となりません。

- ・妊娠届出後…妊婦支援給付金【国事業】の妊婦給付認定申請書を記入⇒5万円
- ・出生届出受理後…妊婦支援給付金【国事業】の胎児の数の届出書を記入⇒5万円
- ・出生届出時…出産祝金制度【町独自】の申請書を記入 ⇒40万円

(商品券25万円+現金15万円)

計 50万円

※町独自の出産祝金支給に係るお子さんの順位の数え方は、新生児と同じ世帯に住民登録のある子を生まれた順に第1子、第2子と数えます。

※他市町村で妊婦給付認定を受けた方が標津町に転入された場合は、改めて標津町で認定を受ける必要があります。なお、1回目の給付を他市町村で既に受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。

●申請方法は…

それぞれの申請書を下記の時期にお渡ししますので、ご記入の上、保健福祉センター子育て支援担当までご提出をよろしくお願いいたします。(同封の返信用封筒をお使いください。)

- ・妊婦のための支援給付金…1回目 妊娠届出受理後に郵送／2回目 出生届出受理後に郵送
- ・出産祝金制度…戸籍窓口にて出生手続き時にお渡しします。(出生後または転入から1年経過した日から6か月以内。)



標津町保健福祉センター子育て支援担当

住所：標津町北1条西5丁目6番1-2号

電話：0153(82)1515

FAX：0153(82)1530

電子メール：himawari-kosodate@town.shibetsu.lg.jp